

お客様各位

青い森信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は青い森信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2024 年 2 月の「ことら送金」取扱開始に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきますこととなりましたのでお知らせいたします。

今後も、お客様にご満足いただけるよう、より一層サービスの向上に努めてまいります。

1. 対象となる規定

当座勘定規定（一般用、専用約束手形口用）

2. 改定内容

「支払いの範囲」の条項に手形・小切手決済資金への充当時限を明記

(1) 当座勘定規定（一般用）

9. (支払の範囲)

- 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

10. (支払の範囲)

- 呈示された手形のコ額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- 呈示された手形は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- 手形のコ額の一部支払はしません。

(※下線部分が変更箇所)

3. 改定日

2024 年 2 月 21 日（水）

ご不明な点がございましたら、お近くの＜青い森しんきん＞窓口までお問合せください。